

令和6年4月16日付けで公示した上記業務について、下記のとおり修正いたします。

修正箇所	修正前	修正後
<p>2. 指名されるために必要な要件 (1) 入札参加者に要求される資格 1) 単体企業</p>	<p>①予決令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 ②九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。 ③参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 ④熊本県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。 ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 ⑥1（1）に示した業務における情報保全に係る履行体制に関する資料を、九州地方整備局長が指定する様式（別添「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」）で提出し、情報管理体制が確保されていることについて確認・同意を得ていること。なお、資料の記載内容については、情報管理責任者を除き、参加表明書提出期限時点で判明している範囲の記載で足りるものとする。</p>	<p>①予決令第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 ②九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和5・6年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。 ③参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 ④熊本県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。 ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 ⑥1（1）に示した業務における情報保全に係る履行体制に関する資料を、九州地方整備局長が指定する様式（別添「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」）で提出し、情報管理体制が確保されていることについて確認・同意を得ていること。なお、資料の記載内容については、情報管理責任者を除き、参加表明書提出期限時点で判明している範囲の記載で足りるものとする。</p>